© 発明推進協会 2025 Printed in Japan 日刊（土曜、日曜、祝日は除く）

特許ニュース®

令和７年（2025年）1月17日（金）
No. 16303 1部377円（税込み）

発行所
一般社団法人 発明推進協会
東京都港区虎ノ門２－９－１
虎ノ門ヒルズ 江戸見坂テラス
郵便番号 105－0001
［電話］03－3502－5493
発明推進協会ウェブサイト https://www.jiii.or.jp

特許ニュースは
●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年75,090円 6カ月39,165円（税・配送料込み）
本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び入力を禁じます（著作権法上の例外を除きます）。

目　次

☆中国知財の最新動向 第47回
シーメンスの商標及び屋号に関する商標権侵害・不正競争行為紛争事件で、1億人民元の損害賠償を認めた最高人民法院判決<上>（1）
☆［春宵一刻］江戸時代の商業出版…………（11）
☆つながる特許庁……………………………（12）

中国知財の最新動向　第47回

シーメンスの商標及び屋号に関する商標権侵害・不正競争行為紛争事件で、１億人民元の損害賠償を認めた最高人民法院判決<上>

BLJ法律事務所
弁護士　遠藤　誠[1]

Ⅰ．はじめに

近時、中国では、外国企業の屋号を企業名称に含む会社（中国本土だけでなく、香港、英領ヴァージン諸島、ケイマン諸島、セーシェル等に設立した会社であることも多い）を設立し、あたかも当該外国企業の関連会社又はグループ会社であるかのように装い、ニセモノを製造・販売する、という事案が多く発生している。

このような事案では、ニセモノを製造・販売している点、及び外国企業の屋号を企業名称に含んでいる点で、商標権侵害が成立する可能性が高いと同時に、不正競争防止法違反が成立する可能性も高い。今回取り上げる紛争事案も、まさに、そのような事案であった。日本企業の屋号を企業名称に含む会社

知的財産の内外権利化と権利行使
プライムワークス国際特許事務所
PRIMEWORKS IP Attorneys

【情報・電子・通信】
代表弁理士 ＊森下 賢樹
パートナー弁理士 ＊村田 雄祐
パートナー弁理士 青木 武司
パートナー弁理士 ＊宗田 悟志
パートナー弁理士 ＊真家 大樹
弁理士 菅野 茂
弁理士 山本 泰
弁理士 髙田 寛人

弁理士 法務博士 ＊村上 雄一
弁理士 小澤 勝己
弁理士 吉川 太郎
弁理士 廣岡 寿人
弁理士 三浦 泰直
弁理士 阿部 拓郎

【化学・材料・バイオ】
弁理士 田中 康夫
弁理士 吉澤 大輔
弁理士 ＊野田 裕子

【機械・制御】
パートナー弁理士 ＊三木 友由
パートナー弁理士 富所 輝観夫
弁理士 月成 俊介
弁理士 吉田 浩久
弁理士 岩井 広
弁理士 中田 洋二
弁理士 栗山 拓也

【商標】
弁理士 長谷川 綱樹
弁理士 ＊木村 純平

【法務】
弁護士(顧問) 横井 康真
中国弁護士 中国弁理士 張 嵩
米国特許弁護士（顧問） クレア ツォップ

〒153－0061 東京都目黒区中目黒1－8－1 VORT中目黒Ⅰ 3F
TEL 03－6826－5161 FAX 03－6826－5162 URL:http://www.primeworks-ip.com/
＊付記弁理士（侵害訴訟代理権付記）